

第3期神山町創生戦略まちを将来世代につなぐプロジェクト

策定支援業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨および目的

本プロポーザルは、「第3期神山町創生戦略まちを将来世代につなぐプロジェクト」の戦略を策定するにあたり、専門的な知識および経験を有する事業者の支援を受けることを目的とするものである。

本戦略は、現在進行中の第2期戦略（令和7年度終了）の成果および課題を踏まえ、人口動態や将来展望を的確に反映し、町民の声や社会の変化を柔軟に取り入れた、持続可能かつ実効性のあるビジョンと実行計画を構築することが求められている。

そのため、本プロポーザルにおいては、価格のみならず、提案内容や過去の実績等を総合的に評価し、神山町と真摯に向き合い、共にまちの将来を構想できる信頼に足るパートナーを、受託候補者として選定するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

第3期神山町創生戦略まちを将来世代につなぐプロジェクト策定支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

本業務の詳細については、「第3期神山町創生戦略まちを将来世代につなぐプロジェクト策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

(4) 委託金額の上限

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

3. 担当課及び連絡先

〒番号 771-3395

住所 徳島県名西郡神山町神領字本野間 100 番地

担当課 神山町役場 まちづくり戦略課 地方創生係（担当：坂井）

連絡先 TEL:088-676-1106 FAX:088-676-1100

メール info@kamiyama.i-tokushima.jp

ホームページ <https://www.town.kamiyama.lg.jp/>

4. 参加資格要件

本公募型プロポーザルへの参加資格は、業務実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 対象業務等について本町での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 神山町建設業者指名停止措置要綱（平成 14 年要綱 10 号）の規定に基づく入札参加資格停止及び神山町物品購入等に係る指名停止措置要綱（平成 20 年訓令第 23 号）の規定による資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 神山町と緊密な連絡体制が確保されること。
- (5) 神山町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 14 号）に基づく暴力団員その他反社会的（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員をいう。）でないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

5. 提案手続

項目	日程
(1) 公募内容の公表	令和 7 年 4 月 18 日（金）から 令和 7 年 5 月 8 日（木）まで
(2) 公募内容に関する質問受付	令和 7 年 4 月 18 日（火）から 令和 7 年 4 月 30 日（水）正午まで
(3) 参加表明受付期限	令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時まで
(4) 企画提案書等提出期限	令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時まで
(5) プレゼン審査及び契約相手候補の決定	令和 7 年 5 月下旬（注：予定）
(6) 結果通知	令和 7 年 6 月上旬（中：予定）

(1) 募集要領等の公表

期間 令和 7 年 4 月 18 日（金）から令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時まで
場所 神山町ホームページに公開する。

(2) 質問受付

募集要領及び仕様書の内容に不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。
期限 令和 7 年 4 月 30 日（水）正午まで
方法 質問書【様式 2】を電子メール（PDF 形式）で提出すること。

回答 令和7年5月2日（金）までに電子メールにて回答する。

(3) 参加表明書の提出

期限 令和7年5月8日（木）午後5時まで

提出物 以下の内容で表明書を電子メール（PDF形式）による提出とし、必要に応じて郵送も可とする。

- ・参加表明書【様式1】
- ・会社概要：登記簿謄本の写し・会社案内パンフレットなど

(4) 企画提案書等の提出

期限 令和7年5月19日（月）午後5時まで

提出物 以下の内容で提案書を電子メール（PDF形式）による提出とし、必要に応じて郵送も可とする。

- ・企画提案書：A4サイズ、本文は自由形式 ※表紙は【様式3】を使用。
 - └ 業務理解・戦略策定プロセス案・実施体制・スケジュール・独自提案など明記。
 - └ 提案書は、簡潔に記述し、文字は読みやすい大きさとすること。
- ・業務実績書：過去の類似業務、実績概要、クライアント、成果など
- ・構成メンバー経歴書：氏名、役割、専門分野、主な実績・経験など
- ・実施体制図：図示可、役割分担が明確にわかるように
- ・見積書：税込総額が委託金額の上限を超えないこと

(5) プレゼン審査及び契約相手候補の決定

方法 対面方式にて実施。

日時 令和7年5月下旬

場所 神山町役場本庁

内容 提出された企画提案書については、別途設置する選定委員会において、「7. 評価・選定方法」に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定する。

審査は、原則として提出された企画提案書の審査及び提案者によるプレゼンテーションにより決定する。ただし、参加資格を満たす応募者が多数の場合には、事前に選定委員会において書類審査を行い、プレゼンテーションの対象者を選定することがある。

①提案説明

提案説明20分以内、質疑10分以内の予定、ただし、応募者数により変更することがある。

（提案内容を十分に説明できる責任者または担当者が出席すること。）

②留意事項

次のいずれかに該当するときは、選定（審査）の対象外とする。

ア 委託料上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

（6）結果通知

日時 令和7年6月上旬

方法 電子メールにて通知する。

6. 評価・選定方法

提出された企画提案書について、評価項目を総合的に審査・評価し、評価者の合計得点（平均値）130点中60点以上の提案者をすべて受注候補者として選定する。なお、審査はすべて非公開とする。企画提案した者が1者のみの場合でも、企画提案書等の審査を実施する。審査結果は、すべての提案者に対し、電子メールおよび文書により通知する。

評価項目	評価基準	評点
背景理解度	本町の現状を理解し、それを踏まえて、受託者の経験や視点から新たな業務の提案となっているか。	20
業務理解度1	本町の示した業務の目的・趣旨、本町の現状等を理解し、「多様な人たちが持つ想いをあたためるプロセス」を大切にしたい提案となっているか	15
業務理解度2	本町の示した業務の目的・趣旨、本町の現状等を理解し、「主体的に取り組める仲間とのチームづくり」を大切にしたい提案となっているか	15
業務理解度3	本町の示した業務の目的・趣旨、本町の現状等を理解し、「それぞれチームが力を発揮できる環境づくり」を大切にしたい提案となっているか	15
業務遂行体制	本業務を遂行しうる体制を整えているか。また、町の示すスケジュールの範疇において最大の成果を発揮できる提案となっているか。	10

将来性	国・県・町の施策と整合性を持ち、相乗効果が期待できる内容となっているか。また、業務終了後も町が主体的に継続できる、持続可能な運用スキームが提案されているか。	20
専門性・実績	本業務と同種の又は類似する業務を地方公共団体等から受注し、適正に実施しているか。	30
見積価格	提案内容に対して適切な見積価格となっているか。	5

7. 契約の方法

- (1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、神山町と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定及び神山町財務規則第 123 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付する必要がある。ただし、神山町財務規則第 123 条の 2 の規定に定めるいずれかに該当する場合は全部又は一部を納めさせないことができる。
- (3) 別添仕様書は、本件業務の基本要件を示したものである。従って、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書は、神山町と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加修正する場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (4) 提出された書類は、神山町情報公開条例(平成 13 年神山町条例第 3 号)に基づく情報公開の対象となる。